
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 520 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 520 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 20 日開催）において、ステップ 4 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識、並びにステップ 2 及びステップ 4 における購入又は組成した信用減損金融資産(POCI)の取扱いについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

(ステップ 4 を採用する金融機関における信用減損金融資産に係る利息収益の認識に関する意見)

信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプション

2. 信用減損金融資産に係る未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを設ける事務局の提案に賛同する。
3. 未収利息及び対応する利息収益を不計上とするオプションを適用した場合における損益計算書及び貸借対照表への影響は許容できるものと考えられるため、実務負担への配慮及びコスト及び便益の観点から当該オプションを設けることは有用であるとする。
4. 事務局から提案された複数のオプションに関して、個別に適用可能とするのか、一括して適用することを求めるのかについて整理する必要があるとする。

前期以前に認識した未収利息の会計処理

5. 受取利息からの控除として会計処理するオプションを設ける事務局の提案に異論はない。
6. 受取利息からの控除として会計処理するオプションを設けることに関して、どのようなコスト負担が生じることを想定して当該オプションを導入することとしたかを結論の背景で説明することがよいとする。

(ステップ 2 及びステップ 4 における POCI の取扱いに関する意見)

ステップ2における取扱い

7. ステップ2では、POCIに関するIFRS第9号「金融商品」（以下「IFRS第9号」という。）の定めを取り入れるとする事務局の提案の方向性に異論はない。
8. 購入した信用減損金融資産に関して、現行の実務において実効利率による償却原価法を適用していない場合が多いと想定されるため、実務への影響を慎重に検討いただきたい。
9. 現時点では経済環境が安定しているためバルク・セール等により信用減損金融資産を購入することは多くないと考えるが、金融危機時にはバルク・セール等で信用減損金融資産を購入する取引が大量に行われる可能性があるため、その場合における実務負担について懸念がある。

ステップ4における取扱い

10. ステップ4では、償却原価の償却方法として定額法を適用するオプションを設けるとする事務局の提案に異論はない。
11. 信用減損金融資産は「契約上、元金の支払が弁済期限に一括して行われる場合又は規則的に行われることとなっている場合」に該当しない場合が多いと考えられるため、オプションの適用にあたり条件を設けないことが考えられる。
12. 購入した信用減損金融資産に関して、金融商品会計に関するQ&Aでは償却原価法の適用を不要とする取扱いを認めていることから、IFRS第9号と金融商品会計基準等で大きな違いはないと整理してよいか疑問がある。
13. 償却原価の償却に関して、キャッシュ・フローの見積りが事後的に改善した場合の実務負担を懸念する意見が聞かれていないか確認したい。

以 上